

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成18年4月20日		記入者		連絡先 2683
部 名	保健福祉部	課 名	障害福祉課	課長名	篠崎 正義
事務事業名	身体障害者福祉専門分科会・審査部会				
予算上の事務事業名	身体障害者福祉専門分科会・審査部会経費				
1 総合計画における位置づけ			施策コード	11110	
基本目標	I「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして				
政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります				
基本施策名	第1節 福祉文化の創造とバリアフリーの推進				事業開始年度
施策名	第1施策 総合的な福祉施策の推進				平成15年度 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等	社会福祉法、社会福祉審議会条例 等				
3 個別計画の概要	概要				
計画名	相模原市障害者福祉計画		障害者を主体とした施策を総合的に推進し、各種サービスを体系的に提供する。実施計画（前期H10～14、中期H15～18、後期H19～22）		
計画年次	10	年度～	22	年度	
4 事業形態の区分	審議会・委員会・協議会 ▼				
5 事業概要					
(1) 事業の目的（何のために行うのか、またはもたらしたい成果）			(2) 対象（誰、何）		
(分科会) ・障害者福祉に関する事項の調査審議を行う。 (審査部会) ①身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害程度の審査を行う。 ②身体障害者手帳交付のための診断書を交付する医師を指定又は指定を取消す場合の審査を行う。 ③更生医療を担当させる医療機関を指定又は取消する場合の審査を行う。			(審査部会) ①手帳交付申請者 ②指定申請医師 ③指定申請医療機関		
(3) 平成17年度事業の内容（活動）・・・いつ、どのような方法で実施した内容（活動）なのか。					
(分科会) ・「相模原市障害者福祉計画・後期実施計画」の策定について（11/2） ・「障害者自立支援法」の概要、「相模原市障害者福祉計画・後期実施計画」の策定に係る基礎調査について（1/27） (審査部会) ①身体障害者手帳交付に関する審査…年24回開催（月2回） 諮問件数 276件 ②・③定例会…年3回開催（6/2・10/27・2/10） 医師の指定27名、医療機関の指定3件					
6 関連・類似事業や他市の状況	社会福祉法の規定に基づき、都道府県（中核市を含む）に必置する審議会であり、取り扱う事項についても同様のものである。				
7 事業費の推移	〔単位：千円〕				
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費	3,498	2,758	3,092	4,018	0
一般財源	3,498	2,758	3,092	4,018	0
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	0	0	0	0	0
人件費の合計	921	927	955	955	955
事業コスト合計	4,419	3,685	4,047	4,973	955
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率					
事業名 (または、主たる事業名)	医師及び医療機関の指定等に伴う審査部会事務			対象名称と単位	開催数（回）
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業コスト(主たる事業)	527	546	394	470	470
対象数	3	3	3	3	3
単位あたり経費(円)	175,667	182,000	131,333	156,667	156,667
前年度比		1.04	0.72	1.19	1.00

9 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	審査部会の開催(回)	指標式と指標の説明	審査部会の開催／年次計画		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	3.0	3.0	3.0		
目標	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
目標達成度(%)	100.0	100.0	100.0		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	医師及び医療機関の指定率(%)	指標式と指標の説明	医師及び医療機関の指定件数／指定申請件数*100		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(目標)
実績	40.0	55.0	30.0		
目標	40.0	55.0	30.0	40.0	40.0
目標達成度(%)	100.0	100.0	100.0		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A:妥当である・B:妥当性に課題がある・C:妥当でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A:有効である・B:有効性を高める余地がある・C:有効でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A:効率が良い・B:効率性を高める余地がある・C:効率が悪い]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価(一次評価)					
(1) 自動判定結果					
★★★★★	[★★★★★]: 良好な状態を維持する事業				
	[★★★★]: 概ね良好な状況である事業				
	[★★★]: 見直しを行う必要がある事業				
	[★]: 抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価(今後の方向性)			(3) 課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		社会福祉法で設置を義務付けられた審議会であり、障害者福祉に関する事項等を調査審議する上で必要な機関である。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策			14 課題として認識されたこと		
交付申請に添付する診断書の作成にあたり、診断書作成医に適切な作成方法等の周知。			同左		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価(今後の方向性)			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			